

社団法人いばらき被害者支援センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、「社団法人いばらき被害者支援センター」(以下「本センター」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本センターは、事務所を茨城県水戸市見和1丁目411番地の16に置く。

(目的)

第3条 本センターは、犯罪・事故・災害等の被害者並びにその家族及び遺族(以下「被害者等」という。)に対して精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復と軽減に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 被害者等に対する電話相談及び面接相談事業
- (2) 被害者等への物品の供与又は貸与、役務の提供及びその他の方法による直接的支援事業
- (3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする被害者等が行う裁定の申請を補助する事業
- (4) 被害者等自助グループへの支援事業
- (5) 他機関との連携による被害者等支援事業
- (6) 支援活動員等の養成及び研修事業
- (7) 被害者等の実態に関する調査及び研究事業
- (8) 被害者等支援活動に関する広報及び啓発事業
- (9) その他本センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本センターには、次の3種の会員を置き、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 本センターの目的に賛同し、被害者等に対する支援活動への参加に関心を持ち入会したもの
- (2) 賛助会員 本センターの事業を賛助するために入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 本センターに功労があった個人、団体及び学識経験者で理事会において推挙されたもの

(入会)

第6条 会員(前条第3号に掲げるものを除く。)として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員または賛助会員は、次の年会費を納入しなければならない。

2 年会費は、正会員2,000円・賛助会員(個人1口3,000円・法人1口・10,000円)とする。

(退会)

第8条 会員は、あらかじめ理事長に届け出て、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の手続きをせず、退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき、または解散したとき
- (2) 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき

(除名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、出席した正会員の3分の

2以上の議決に基づき、除名することができる。

(1) 本センターの定款に違反したとき

(2) 本センターの名誉を傷つけ、また目的に反する行為をしたとき

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し総会において弁明の機会を与えなければならない。
(抛出金品の不返還)

第10条 会員がすでに納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 本センターに次の役員を置く。

(1) 理事 8人以上10人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(役員を選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選による。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 監事には、本センターの職員が就いてはならない。

5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。また、監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(役員職務)

第13条 理事長は、本センターを代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、本センターの業務を統括する。理事長に事故あるときは、その職務を代行し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産状況の監査

(2) 理事の業務執行状況の監査

(3) 財産状況及び理事の業務執行状況に不正の事実を発見したときは、これを総会及び主務官庁に報告しなければならない

(4) 前号の規定により報告する必要があるときは、総会を招集することができる

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員報酬等)

第16条 役員(理事・監事)は、無報酬とする。ただし、常時勤務する理事に限り報酬を支給することができる。

2 役員(理事・監事)には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

- 3 前2項の規定による報酬の支給及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第4章 顧問及び参与

(顧問、参与)

第17条 本センターに顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問、参与は、理事会の推挙により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本センターの重要業務につき、理事長の諮問に応じる。
- 4 参与は、理事長が委嘱した専門的重要事項の処理につき協力する。
- 5 顧問、参与は、理事長の要請により、会議に出席し意見を述べるができる。
- 6 顧問、参与は、無報酬とする。ただし、必要費用は支弁することができる。その費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第5章 会 議

(会議の種別)

第18条 本センターの会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第19条 総会は、最高意思決定機関として、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の機能)

第20条 総会は、定款に定めるもののほか、本センターの運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第21条 通常総会は、毎年2回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議開催の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第13条第4項第3号及び第4号の規定に基づいて招集するとき

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議開催の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(会議の招集)

第22条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 会議を招集する場合には、会議の目的、内容、日時、及び場所を示した書面により開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(会議の議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第24条 会議は、総会においては正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会においては、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会できない。

(会議の議決)

第25条 総会の議事は、定款に定めるもののほか、出席した正会員総数の過半数の同意をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わるができない。

2 賛助会員並びに名誉会員は、総会に出席し意見を述べるができる。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は理事として議決に加わるができない。

(会議における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員または理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 正会員または理事の現在数

(3) 会議に出席した正会員または理事の数及び氏名 (書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨付記する)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過概要及びその結果 (発言者の氏名及び発言要旨)

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した正会員または理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名捺印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第28条 本センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 助成金及び補助金等

(3) 寄付金品等

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生ずる収入

(6) その他の収入

(財産の管理)

第29条 本センターの財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決により定める。

(経費の支弁)

第30条 本センターの経費は、財産をもって支弁する。

(会計年度)

第31条 本センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第32条 本センターの事業計画及びこれに伴う予算は、毎会計年度開始前に、理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。かつ、総会終了後遅滞なく主務官庁に届け出なければならない。これを変更するときも同様とする。

(暫定予算)

第33条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに総会において議決された収支予算に算入される。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本センターの事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、3か月以内に事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 前項の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後3か月以内に主務官庁に報告しなければならない。

(長期借入金)

第 35 条 本センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期の借入金を除き、総会の議決を得て、主務官庁に届け出なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、総会の議決を経て、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 37 条 本センターは、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得て、かつ主務官庁の承認があったとき解散する。

3 解散後の残余財産は、総会の議決を経て、かつ主務官庁の許可を得て、本センターと類似の目的を有する公益法人または地方公共団体に寄付する。

第8章 事務局

(事務局の設置等)

第 38 条 本センターの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 39 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(事務局の組織及び運営)

第 40 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(財務及び会計)

第 41 条 原則として公益法人会計基準によるほか、理事長が別に定める規定により行う。

(備え付け帳簿及び書類)

第 42 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第9章 細 則

(委 任)

第 43 条 この定款に規定するもののほか、本センターの運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

付 則

- 1 この定款は、主務官庁の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本センターの設立当初の役員は、第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第14条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 3 本センターの設立初年度及び翌年度の事業計画及び収支予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本センターの設立当初の会計年度は、第31条の規定にかかわらず、主務官庁の許可のあった日から始まり、平成14年3月31日に終わる。

この定款は、主務官庁の許可のあった日（平成16年6月28日）から施行する。